

## 居宅介護サービス 重要事項説明書

### 1 事業所の概要

事業所名	真愛ケアセンター		
所在地	横須賀市二葉 2-10-3		
事業者指定番号	1411902248		
管理者及び連絡先	今井 育代	電話	046-895-1900
サービス提供地域	横須賀市内全域		

(令和7年9月1日現在)

### 2 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	事業所の職員及び業務の実施状況の把握、業務の管理を一元的に行います。	1名
サービス提供責任者	利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望に沿って計画を作成し、サービスの提供体制を調整致します	3名
サービス提供者	居宅介護計画書に基づきサービスを提供します。	10名

### 3 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、12月30日から1月3日までを除く	午前9時00分から午後6時00分まで 24時間電話対応可能

### 4 サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日	サービス提供時間
365日	午前7時から午後9時まで

#### 主たる対象者

身体障害者（肢体不自由）

### 5 事業所の職員体制

職種	常勤（人）	非常勤（人）	資格等
管理者	1		介護福祉士
サービス提供責任者	2	1	介護福祉士 実務者研修修了
ヘルパー	2	8	ヘルパー2級以上

## 6 サービスの内容

### 1. 身体介護

① 食事介助	⑤服薬管理	⑨洗髪	⑫その他
② 入浴介助	⑥体位交換	⑩起床介助	
③ 排泄介助	⑦更衣介助	⑪就寝介助	
④ 整容介助	⑧身体清拭	*通院介助身(体介護を伴う)	

### 2. 家事援助

①調理	④住居の掃除・整理整頓
②衣類の洗濯	⑤薬の受け取り
③買い物	⑥衣替え
*通院介助(身体介護を伴わない)	⑦その他

## 7 利用料金

利用者負担金額は別紙掲載。

## 8 交通費

上記1で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。それ以外の地域へサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。(自動車を利用した場合は交通費は1km 10円)

## 9 キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。  
キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先 (電話) 046-895-1900  
真愛ケアセンター

- ・ご利用の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合 →無料
- ・上記時間以降については →1000円お支払い頂きます。

## 10 その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

### (1) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、26日にご指定の金融機関口座より自動口座引き落としでお支払いください。

お支払いは、原則として自動口座引き落としですが、これによりがたい場合は、現金又は振り込みでお願いします。

## 1.1 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

- ア 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- イ サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ウ 居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

### (2) サービスの終了

- ア 利用者が当事業者に対し7日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- イ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ウ 利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- エ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- オ 利用者の居宅介護等についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

### (3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ア 利用者が施設に入所した場合
- イ 利用者が亡くなった場合

## 1 2 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

### 【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

## 1 3 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	管理者 今井育代
電話番号	046-895-1900
受付時間	午前9時から午後6時

民生局福祉こども部指導監査課	住所	横須賀市小川町11
	電話番号	046-822-8443
	FAX 番号	046-827-0566
	受付時間	8:30~17:15
かながわ福祉サービス運営適正化委員会	住所	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
	電話番号	045-317-2200
	FAX 番号	045-322-3559
	受付時間	9:00~17:00

## 1 4 事故の発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。
- (3) 第三者評価の実施状況 有 ・ 無

## 15. 秘密保持

事業所及び職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。  
退職後も同様とします。

## 16. 虐待防止に関する措置

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に係る指針の整備をします。
- (2) 虐待防止に関する責任者を選定します。 責任者：今井育代
- (3) 虐待防止委員会の設置をします。
- (4) 定期的に委員会を開催し、その内容について従業者に周知徹底していきます。
- (5) 従業者に対する虐待防止・早期発見を啓発・普及するための研修を定期的実施します。

## 17. 法人の概要

名称	株式会社 真愛
代表者	代表取締役 今井 育代
所在地	横須賀市鴨居 2-49-1
連絡先	046-884-8286
実施事業	訪問介護事業・第1号訪問事業

令和 年 月 日

居宅介護利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

立会人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

（注）「立会人」欄には、本人とともに重要事項の内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。尚、立会人は契約上の法的な義務等を負うものではありません。

令和 年 月 日

<事業者> 株式会社 真愛  
<所在地 > 横須賀市鴨居 2-49-1  
<代表者> 代表取締役 今井 育代

<事業所> 真愛ケアセンター （事業所番号 1411902248）  
<所在地 > 横須賀市二葉 2-10-3  
<電話番号> 046-895-1900

<説明者> \_\_\_\_\_ 印